青森県災害医療コーディネーター設置要綱

（趣旨）

第１　地震、津波その他の自然災害又は大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、被災地に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう医療救護活動を統括するため、青森県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

（職務）

第２　コーディネーターは、災害等が発生した場合において、知事の要請に基づき、災害等の状況に応じて適切な医療体制が構築されるよう、次に掲げる事項の調整及び助言を行う。

（１）被災地における医療ニーズ等の把握・分析に関すること

（２）医療救護班その他の医療支援チーム（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を除く）の派遣に関すること

（３）その他医療救護に関すること

（種類等）

第３　コーディネーターの種類、活動の対象範囲及び主な活動場所は、次に掲げるとおりとする。

（１）本部災害医療コーディネーターは、県全体に係る調整等を、県災害対策本部又は知事が指示する場所において行う。

（２）地域災害医療コーディネーターは、予め指定された保健医療圏に係る調整等を、当該保健医療圏を管轄する保健所（県が設置するものに限る。以下同じ。）又は知事が指示する場所において行う。

（委嘱及び任期）

第４　コーディネーターは、災害医療に精通し、かつ、青森県の医療の現状について熟知している者のうちから、知事が第３に掲げる種類を明らかにして委嘱する。

２　コーディネーターの任期は２年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

３　本部災害医療コーディネーターの委嘱に関する事務は、健康福祉部医療薬務課が行うこととし、地域災害医療コーディネーターの委嘱に関する事務は、保健所からの推薦を受けて、健康福祉部医療薬務課が行う。

（職務の解除）

第５　知事は、被災地における医療活動が安定した場合は、コーディネーターに対する活動要請を解除するものとし、コーディネーターは、知事に対し、所要の事項を引き継ぐものとする。

（実費弁償等）

第６　コーディネーターが知事の要請により職務に従事した場合は、実費弁償として１日につき青森県災害救助法施行細則（昭和 30 年青森県規則第 40 号）別表第２に定める額を支給する。

２　コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 38 年青森県条例第３号）の規定に準じて県が扶助金を支給するものとする。

３　前２項については、県職員の場合は、これを適用しない。

（守秘義務）

第７　コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（庶務）

第８　コーディネーターに関する庶務は、健康福祉部医療薬務課及び保健所において処理する。

（補則）

第９　この要綱において定めるもののほか、コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。